

生命保険契約・自殺免責にかかる法制と解釈 —ドイツ法制、フランス法制からの示唆—

中京大学 土岐孝宏

I 本報告の目的

わが国の保険法 51 条 1 号は、死亡保険契約の保険者は、「被保険者が自殺をしたとき」には、保険給付を行う責任を負わない、と規定している（全期間免責）。わが国の法制・法律規定（保険法 51 条 1 号）は、非常にシンプルである（例外なき全期間免責）。

この点、ドイツ、フランスといった、わが国の法律と親和性の高い大陸法系国家の保険法をみれば、その自殺免責にかかる法律規定は、わが国のものより規定事項が多く、その分、充実した規定となっている。また、わが国の法制が永年その形を変えていないのに対して、それらの国では、2000 年前後、比較的近年に法改正を経験し、とくにフランスでは、頻繁に改正を重ね、その法状況は、刻々と変化している。このような他国の状況に遭遇するとき、旧来の例外なき全期間免責（シンプルな規律）をベースに置き、これを任意法規としてあとはすべて私的自治（自由）に委ねるといふ、今のわが国の法律の姿勢には、疑問も生じる。

本報告は、ドイツおよびフランスの自殺免責法制を手掛かりに、わが国における自殺免責法制のあるべき姿（立法論）を模索するとともに、現行法制下における解釈論の一層の進展をも、試みようとするものである。

II ドイツの法制について

1. ドイツ保険契約法 161 条

自殺免責を規定したドイツ保険契約法 (VVG) 161 条は、次のように規定している¹。

(1) 死亡事故にかかる保険のもとで、保険者は、被保険者が、保険契約締結後、3 年の期限満了までに、故意に (vorsätzlich)、自身を死に至らしめたとき、保険給付義務を負わない（一文）。

当該自殺行為が、精神活動の病氣的障害により自由な意思決定が排除された状態の中で

¹ § 161 【Selbsttötung】 (1) Bei einer Versicherung für den Todensfall ist der Versicherer nicht zur Leistung verpflichtet, wenn die versicherte Person sich vor Ablauf von drei Jahren nach Abschluss des Versicherungsvertrags vorsätzlich selbst getötet hat.

Dies gilt nicht, wenn die Tat in einem die freie Willensbestimmung ausschliessenden Zustand krankhafter Störung der Geistestätigkeit begangen worden ist.

(2) Die Frist nach Absatz 1 Satz 1 kann durch Einzelvereinbarung erhöht werden.

(3) Ist der Versicherer nicht zur Leistung verpflichtet, hat er den Rückkaufswert einschliesslich der Überschussanteile nach § 169 zu zahlen.

実施された場合 (Die Tat in einem die freie Willensbestimmung ausschliessenden Zustand krankhafter Störung der Geistestätigkeit begangen worden ist)、保険者は、給付義務を負う (二文)。

(2) 第1項1文による期限は、個別の合意を通じて、引き上げることができる。

(3) 保険者が保険給付義務を負わない場合には、利潤の部分を含めた解約にかかる価額を、169条にしたがって支払わなければならない。

なお、本条は、保険契約者、被保険者に不利益に変更することができない、片面的強行規定である (171条)。

2. ドイツ保険契約法 161 条の立法趣旨とその法解釈について

(1) 立法趣旨

ドイツ保険契約法 161 条の立法趣旨は、被保険者が、保険者の費用負担のもと、彼の生命を投機にかけることから、保険者を保護することにある、と解されている²。なお、この点、例えば、自殺を補償することが公益に反するといった立法理由は聞かれず、自殺も保険可能 (なりリスク) であることが前提とされ、あくまで、保険者側の私的利益の保護が、立法趣旨とされている³。

(2) 161 条 1 項 1 文の規律 (保険者が免責となる場合の規律)

①故意の要件について

ドイツ保険契約法 161 条 1 項 1 文によれば、まず、故意 (vorsätzlich) の自殺が生じた場合に限り、保険者は、その責任を免れることができる⁴。死の結果を導く意図 (自殺が意図の中で行われること、死を理解していること) が必要とされる⁵。

死の結果を意図するのではなく、第三者に当該行為の実行を阻止してもらうことを意図していたり、あるいは第三者によって救助されることを意図していたような場合には、ここにいう故意は欠如し⁶、同じく決闘の結果、死亡した場合についても、決闘に手を出した者は、死の結果を導く意図において決闘を行っているわけではないという理由で、ここにいう故意は欠如し、故意の自殺として免責とされない⁷。そのように、死の結果を認識の上、欲し求めたことが必要とされる。

②自殺免責期間について

² Römer/Langheid, VVG, 4. Aufl., 2014, § 161. Rn3 (Langheid), Prölss/Martin, VVG, 29. Aufl. 2015, § 161. Rn1 (schneider), BGHZ 13, 226, 237.

³ Motive zum Versicherungsvertragsgesetz, § § 169, 170, Berlin, im Dezember 1963, S. 228u. 229.

⁴ Römer/Langheid, a. a. O., § 161. Rn4 (Langheid).

⁵ Römer/Langheid, a. a. O., § 161. Rn4 (Langheid), Prölss/Martin, a. a. O., § 161. Rn3 (schneider).

⁶ Römer/Langheid, a. a. O., § 161. Rn4 (Langheid), Prölss/Martin, a. a. O., § 161. Rn3 (schneider).

⁷ Motive zum Versicherungsvertragsgesetz, a. a. O., S. 229u. 230.

Römer/Langheid, a. a. O., § 161. Rn5 (Langheid) は、決闘者は、死よりも生存することを好むという。

次に、ドイツ保険契約法 161 条 1 項 1 文は、上記意味での故意の自殺が、「保険契約締結後、3 年の期限満了までに生じた場合」に限り、保険者が免責される旨を定める⁸。

161 条は、保険契約者側の者に不利益に変更できない片面的強行規定であり（171 条）、3 年の免責期間を延長すること（自殺を補償する範囲を法律よりも狭めること）は、161 条 2 項に従い、個別合意をもってすれば可能である。法は、保険金額が非常に高い契約などを念頭に置き、個別合意をした当該契約者に限って、免責期間が延長されることを許容する。しかし、そのように、個別合意が必須とされ、その規律内容が片面的強行規定とされているので、例えば、普通保険約款の中に、3 年よりも長い自殺免責期間を入れ、一律に法が定めた期間を延長する合意は、無効とされる⁹。

(3) 161 条 1 項 2 文の規律（保険者が有責となる場合）

ドイツ保険契約法 161 条 1 項 2 文は、3 年以内の故意の自殺が免責となる 1 項 1 文の規律を前提に置きながら、その規律は、当該自殺行為が、精神活動の病氣的障害により自由な意思決定が排除された状態の中で実施された場合には適用されないことを定めている。

そのように、わが国とは異なり、ドイツの保険契約法には、自殺を免責とする法律規定（161 条 1 項 1 文）とともに、精神障害中の自殺について保険者が依然給付義務を負うとする法律規定（161 条 1 項 2 文）が明文の形で存在し、これらの規律が、同一条文中のいわゆる前段後段の形式で置かれている。そのことから、ドイツでは、精神障害中の自殺も「自殺である」と（一旦）整理されたうえで、もし、「精神活動の病氣的障害により自由な意思決定が排除された状態」の自殺であったことの立証が成功すれば、例外則としての「免責とならない自殺」になる、と再整理される関係がある。

立法理由書によれば、本文（161 条 1 項 2 文）に規律される、精神障害中の自殺有責法理の立法趣旨は、「帰責性のある故意（zurechenbarem Vorsatze）の欠如」に求められている¹⁰。すなわち、立法理由書は、保険事故が帰責性のある故意をもって引き起こされていないことが立証された所ではもはや自殺免責は正当化されないとし、その例外則の法理の背後には、生命保険の目的の実施および遺族の利益というものに対する考慮（配慮）があるとす。ここに、「帰責性ある故意」という表現からも伝わってくるが、その考え方は、行為者のもとに仮に「故意（死の結果に対する認識）」があったとしても、「帰責性のある故意」がなければ、責められない（免責は生じない）というものであり、そこでは、単純な故意の欠如（単なる結果の認識の欠如）が問題にされているのではない。また、立法理由書をはなれて、ドイツ学説の見解をみても、精神障害中の自殺が免責とされない理論的根拠は、単純な故意欠如（自己の生命を絶つ意識の有無ないし死の結果に対する認識の有無）の問題と整理されておらず、民事法的に責任のない行為に制裁は

⁸ 申込の処理が保険者の側で遅延したことがあっても、そのことゆえに 3 年の期間（その満了判断）が調整されることはない。Prölss/Martin, a. a. O., § 161. Rn9 (schneider) 参照。

⁹ Römer/Langheid, a. a. O., § 161. Rn11u. 33(Langheid), Prölss/Martin, a. a. O., § 161. Rn8u. 25 (schneider).

¹⁰ Motive zum Versicherungsvertragsgesetz, a. a. O., S. 229.

向けられないという価値観において、自殺という行為を凶った行為者（の側）にその責任を求めうるか、という、単純な故意の欠如を超える帰責性の欠如（責任阻却）の問題として捉えられている¹¹。そのように、ドイツにおける精神障害中の自殺の議論は、死の結果に対する認識（故意）があったとしても、自由な意思決定が排除された状態による自殺であれば、保険者は有責になる、という議論として展開されている。換言すれば、故意が欠如していたかどうかが免責有責の判断を分けるのではなく、故意の有無とは関係なく、自由な意思決定が欠如していたかどうかが免責有責の判断を分けているのである。これは、後述するように、「自由な意思決定」という、故意とは異なる概念が法律上、要件論として用いられていることと無関係ではない。

なお、付言するに、ドイツ保険契約法 161 条 1 項 2 文の法文言に採用されている、「精神活動の病氣的障害により自由な意思決定が排除された状態」という法律要件は、ドイツ民法典（BGB）中、行為無能力（わが国にいう意思無能力の議論に近い）の要件を定める BGB104 条 2 号の規定¹²にも、また、責任無能力の要件を定める BGB827 条 1 文の規定¹³にも登場する。そのように、行為者（表意者）にはその意思表示に拘束させる（＝意思表示をしたことを帰責する）前提が欠ける、との理由でその意思表示を絶対的・確定的に無効とし、もって行為者（表意者）を保護している規定（BGB104 条 2 号）¹⁴や、行為

¹¹ Prölss/Martin, a. a. O., § 161. Rn3(schneider). Bruck/Möller, VVG, 9. Aufl., Bd8-1, 2013 § 161. Rn27

(Winter) は、2 文の適用において、唯一決定的となるのは、問題の自殺者にあつて、彼が行動したときに、別のことを欲すること (wollen) ができなかったかどうかであるとする。また、自殺者が、彼の行為の無意味さを認識していたことは問題にならないともいう。これは、故意（死の結果に対する認識）があったことを前提とする議論であつて、それゆえに、死の結果に対する認識があつたとしても、自由な意思決定が排除された状態による自殺となる場合がある、という論である。

Römer/Langheid, a. a. O., § 161. Rn7(Langheid) も、死の結果に認識があつたかを重視していない。

¹² ドイツ民法 104 条は、「次の者は、行為無能力者である。（1号）7歳に満たない者、（2号）その性質によれば一時的でない限りで、精神活動の病氣的障害により自由な意思決定が排除された状態にある者 (wer sich in einem die freie Willensbestimmung ausschliessenden Zustand krankhafter Störung der Geistestätigkeit befindet)」と規定する（ちなみに、上記の斜体文字部分が、ドイツ保険契約法 161 条 1 項 2 文（旧 169 条 2 文）と完全に同じ法文言である）。

¹³ ドイツ民法 827 条は、「意識不明ないし心神喪失 (Bewusstlosigkeit) の状態、又は、精神活動の病氣的障害により自由な意思決定が排除された状態 (einem die freie Willensbestimmung ausschliessenden Zustand krankhafter Störung der Geistestätigkeit) で他人に損害を加えた者は、その損害について、責任を負わない (1 文)。他人に損害を加えた者が、アルコール飲料又は類似の薬を通して、一過性

(vorübergehenden) のその種の状態に身を置いた (陥った) 場合において、その者は、彼がその状態において違法・不法 (widerrechtlich) に引き起こした損害に対して、彼に過失の責任を負わせる場合と同じ方法において、責任を負う (2 文前段)。なお、当該責任は、彼が、過失なくしてその状態に陥った場合には生じない (2 文後段)」と規定する（やはり、斜体文字部分が、ドイツ保険契約法 161 条 1 項 2 文（旧 169 条 2 文）と完全に同じである）。

¹⁴ ドイツ民法 104 条に続く、同 105 条は、行為無能力者の意思表示の効力について規定し、「行為無能力者の意思表示は無効とする (1 項)。意識不明ないし心神喪失又は一過性の精神活動の障害の状態 (Die im Zustand der Bewusstlosigkeit oder vorübergehender Störung) で表示された意思表示も、また、無効とする (2 項)」と規定している。なお、これは、(取消的無効ではなく)、確定的無効を意味する (Palandt, Bürgerliches Gesetzbuch, 75. Aufl., Einf v § 104, Rn. 4, § 105, Rn. 1u. 2)。

ドイツの行為無能力の議論は、わが国にいうところの意思無能力の議論に相当するものになる。なお、このような、BGB104 条以下の規定は、原則として、私法におけるすべての法律行為に適用され（但し、婚姻締結 (BGB1303 条, 1304 条, 1314 条 2 項 1 文) と、遺言上作成 (BGB2064 条, 2229 条, 2247 条) には、特別規定があり、労働法においても修正がされている)、それだけでなく、104 条以下の規定は、

者に不法行為ないし債務不履行責任を問うことができない(=帰責できない)、として行為者を保護している規定 (BGB827 条 1 文)¹⁵ と法文言を完全に同じくする「法律要件」が、VVG161 条 1 項 2 文にも使用されているという事実は、同条の法理 (精神障害中の自殺有責法理) が、BGB の行為無能力、責任無能力の問題類型と同様に、“行為者に行為の責任を問えない (=帰責性の欠如)” とする考え方を基礎にしている (すなわち、精神障害中の自殺有責の法理は (も) 単純な故意の欠如を超えた帰責性の欠如の法理である)、という事実を裏付けるであろう。

さて、そのように、ドイツにおける精神障害中の自殺有責の法理は、単純な故意の欠如を超えて、その行為を帰責できるか、という観点から行われる議論であるが、そこにいう帰責性が問えるかは、ドイツの実定法上、「自由な意思決定が排除されていたか否か」という法律要件該当性の問題として審査されることになる。

ドイツ法において、VVG161 条 1 項 2 文における「精神活動の病氣的障害により自由な意思決定が排除されていた状態」という文脈における「自由な意思決定」概念は、精神的な病気の影響から自由な、依然、理性的な熟慮によって操舵された (依然、思考力の内にある) 被保険者の正常な意思決定を意味し、そのような「自由な意思決定」があったかどうかの判定にあたっては、自殺のその瞬間に、死という選択をすることに対する利害得失の比較検討が、客観的・冷静にできていたか否かを決定的として判断する、とされている¹⁶。

要するに、死を選ぶことのメリット (例えば、苦しみからの解放) と、反対に死を選ばないことのデメリット (例えば、悩みに向き合って生きなければならないこと) との比較検討が、自身の問題として客観的・冷静に行われたかが判断され、それが肯定される場合 (典型的には、了解可能な動機が存在する打算自殺のケース¹⁷) には、自由な意思決定による自殺、反対に否定される場合 (例えば、思考力の外にある情緒的・感情的・本能的衝動による自殺のケース) には、自由な意思決定によらない自殺 (保険者有責) とされる。

3. わが国の法制との対比 (小括)

以上に見てきたドイツの自殺免責法制には、①わが国の保険法には存在しない自殺免責期間 (3 年) が法律上の制度として存在し (161 条 1 項 1 文)、また、②当該 3 年の期間は、さらに延長できるものの、それには、個別合意¹⁸ が必要とされる仕組み (=約款で一律に

法律行為に類似する行為 (準法律行為) に対応して適用されるが、それとは反対に、104 条以下の規定は、事実行為には、通常適用されないといわれている (Palandt, a. a. O., § 104, Rn. 5u. 6)。

¹⁵ Münchener Kommentar zum Bürgerlichen Gesetzbuch, Bd. 5, 6. Aufl., 2013, § 827, Rn. 1~3 (Wagner).

¹⁶ Römer/Langheid, a. a. O., § 161. Rn7, 9, 10 (Langheid), Prölss/Martin, a. a. O., § 161. Rn11 (schneider), Bruck/Möller, a. a. O., § 161. Rn28 (Winter) .

¹⁷ Römer/Langheid, a. a. O., § 161. Rn10 (Langheid), Bruck/Möller, a. a. O., § 161. Rn28 (Winter) .

¹⁸ 保険金額が非常に高額であるなど特別の場合において、個別合意がなされることが想定されている。新

延長はできない。同2項)が採用され(以上、2007年の法改正による)、また、③精神障害中の自殺の問題に関連して、免責期間内における自殺ではあるののも、精神活動の病氣的障害により自由な意思決定(Die freie Willensbestimmung)が排除されて当該自殺が行われた場合の例外則(保険者有責の法理)が、法律上の制度として定められ(同1項2文)、さらに、④上記の規律(161条)が片面的強行規定とされ(171条)、自殺免責法制に関連する契約自由に広く法が介入している、という諸々の特徴(規律の充実)が認められる。

わが国の保険法51条は、そもそも全期間免責を定めた上、これを任意法規としているので¹⁹、自殺免責の期間を、約款をもって(=個別合意でなく)、3年(現在の約款で採用されているひとつの水準である)を超えて設定することも自由であるが、ドイツでは、3年を超える自殺免責の期間の設定は一律には行えない(個別合意が必要である)という制約が課されている。また、わが国の保険法51条には、いわゆる精神障害中の自殺有責の法理が法定されておらず、それゆえ、当然のこととして、その法理は片面的強行規定として指定されていないため、約款で、「精神障害中の自殺も例外なく免責にする」という規律を置くことができるが、ドイツでは、精神障害中の自殺有責法理が法定され、それが片面的強行規定と指定されているので、そのような保険契約者の側に不利益な規律を置くことはできない。

以上の意味において、ドイツの法制は、わが国の法制より、保険契約者の側に有利な自殺免責規定を用意した法制である、ということができる。

なお、自殺を一切有責にする、という合意が可能であるかについて、ドイツではこれが肯定されている。

III. フランスの法制について²⁰

1. フランス保険法典L.132-7条

自殺免責を規定したフランス保険法典L.132-7条は、次のように規定している²¹。

井修司=金岡京子共訳『ドイツ保険契約法(2008年1月1日施行)』

449頁(日本損害保険協会・生命保険協会2008)参照。Prölss/Martin, a. a. O, § 161. Rn8(schneider)も、保険金額が非常に高額な特別の場合に、保険者の選択行動の余地が保たれているとする。

¹⁹ 萩本・前掲193頁。

²⁰ 近時のフランスにおける自殺免責の議論については、とりわけ、山野嘉朗『保険契約と消費者保護の法理』238頁以下(2007年成文堂)において、詳細な検討がなされており、本稿もその成果によるところが大きい。

²¹ L.132-7 (1) L'assurance en cas de décès est de nul effet si l'assuré se donne volontairement la mort au cours de la première année du contrat.

(2) L'assurance en cas de décès doit couvrir le risque de suicide à compter de la deuxième année du contrat. En cas d'augmentation des garanties en cours de contrat, le risque de suicide, pour les garanties supplémentaires, est couvert à compter de la deuxième année qui suit cette augmentation.

(3) Les dispositions du premier alinéa ne sont pas applicables aux contrats mentionnés à l'article L. 141-1 souscrits par les organismes mentionnés au dernier alinéa de l'article L. 141-6.

(4) L'assurance en cas de décès doit couvrir dès la souscription, dans la limite d'un plafond qui

(1) 死亡保険は、もし、被保険者が、契約から1年の間に、意図的に (volontairement) 自らの命を絶つたとすれば、無効となる。

(2) 死亡保険は、契約から (起算して) 2年目より、自殺リスクを保障しなければならない。契約途中の保障の増額 (保険金額増額) の場合、自殺リスクは、その追加保障 (増加割合分) については、当該増額から (起算して) 2年目より、保障される。

(3) 第1項の規定は、L. 141-6条最終節²² (=第3項後段<最終節>:筆者注)に記載された機関 (=銀行または金融機関:筆者注)によって申し込まれた、L. 141-1条²³に記載の契約 (=法人によって申し込まれる、共同加入を目指した、生命身体リスク等を保障する団体保険:筆者注)には適用されない。

(4) 死亡保険は、その申込みの時からただちに、デクレ (Réglement [行政立法]): R. 132-5:筆者注)によって定められる最高限度 (12万ユーロ:筆者注)²⁴の限度において、被保険者の主要な住宅の取得に融資するための契約上の貸付の返済を保証する目的で、L. 141-6条最終節 (=第3項後段<最終節>:筆者注)に記載された機関 (=銀行または金融機関:筆者注)によって申し込まれた、L. 141-1条に記載の契約 (=法人によって申し込まれる、共同加入を目指した、生命身体リスク等を保障する団体保険:筆者注)を保障しなければならない。

なお、当該 L. 132-7条は、L. 111-2条により、強行規定である (約定により、これと異なる定めをすることはできない)。

2. フランス保険法典 L. 132-7条の立法趣旨とその法解釈について

(1) 立法趣旨

フランス保険法典は、既に、損害保険及び人保険に共通の規定 (あらゆる保険契約に適

sera défini par décret, les contrats mentionnés à l'article L. 141-1 souscrits par les organismes mentionnés à la dernière phrase du dernier alinéa de l'article L. 141-6, pour garantir le remboursement d'un prêt contracté pour financer l'acquisition du logement principal de l'assuré.

なお、(1) ~ (4)の付番は、便宜上、筆者が付した。

²² L. 141-6条

(1) (2) (3) 前段省略

(3) 後段 (最終節) Il ne s'applique pas non plus aux contrats de groupe souscrits par un établissement de crédit ou une société de financement, ayant pour objet la garantie de remboursement d'un emprunt.

(3) 後段 (最終節) 銀行または金融会社によって、借入金の返済を保証する目的で申し込まれた団体保険にも、本条は適用されない。

なお、(1) ~ (3)の付番は、便宜上、筆者が付した。

²³ L. 141-1条(1) Est un contrat d'assurance de groupe le contrat souscrit par une personne morale ou un chef d'entreprise en vue de l'adhésion d'un ensemble de personnes répondant à des conditions définies au contrat, pour la couverture des risques dépendant de la durée de la vie humaine, des risques portant atteinte à l'intégrité physique de la personne ou liés à la maternité, des risques d'incapacité de travail ou d'invalidité ou du risque de chômage.

(2) Les adhérents doivent avoir un lien de même nature avec le souscripteur.

(1) 団体保険とは、契約に定義する条件に適合する (一致する) 人を共同で加入させることを目指し、(また) 人間の生命の存続に関係するリスクの補償、ないし、人の身体の完全性に害をもたらすリスクの補償に関係するリスクの補償、ないし、就業不能もしくは廃失・傷病に関係するリスクの補償、または、失業リスクの補償を目的として、法人又は企業主によって申し込まれた契約をいう。

(2) 加入者は、申込者を相手として、同じ性質のつながり (関係性) を有していなければならない。

なお、(1) ~ (2)の付番は、便宜上、筆者が付した。

²⁴ R. 132-5条 Le plafond mentionné au dernier alinéa de l'article L. 132-7 ne peut être inférieur à 120 000 Euros.

L. 132-7条最終項に規定する最高限度は、12万ユーロより小さくなくてはならない。

用される、保険者及び被保険者の義務を定めた規定) である L. 113-1 条²⁵において、被保険者の faute intentionnelle ou dolosive が認められる場合 (それに起因する損失・損害には)、保険者は責任を負わなくてよい、との規律を置いている²⁶。

L. 113-1 条がいう *faute intentionnelle* とは、具体的に、保険事故ないし損害の現実化を狙う意図 (*intention*)²⁷、ないし、保険事故を欲する意図 (*volonté*)²⁸を意味しているとされ、そのように、意図されて (欲されて) 保険事故ないし損害が生じるときには、保険者は保険給付の責任を負わない、ということが定められている²⁹。

自殺免責を定める L. 132-7 条 1 項は、上記、L. 113-1 条 2 項の延長線上にある規律である (換言すれば、L. 113-1 条 2 項の規範を死亡保険に適用する結果のルールが、別途、L. 132-7 条 1 項に定められている)³⁰ため、自殺免責を定める L. 132-7 条 1 項の立法趣旨についても、L. 113-1 条 2 項の立法趣旨が復唱される³¹。すなわち、故意免責の一般法ともいえるべき L. 113-1 条 2 項の規律をめぐるのは、偶然性という保険の本質、ないし、偶然の出来事を補償するという保険技術に由来し要請されるどころの意思的な損失・損害の補償排除が、その立法趣旨であると論じられるところであるが³²、意図的な自殺も、その限りで、保険契約

²⁵ L. 113-1 (1) Les pertes et les dommages occasionnés par des cas fortuits ou causés par la faute de l'assuré sont à la charge de l'assureur, sauf exclusion formelle et limitée contenue dans la police.

(2) Toutefois, l'assureur ne répond pas des pertes et dommages provenant d'une faute intentionnelle ou dolosive de l'assuré.

(1) 偶発的原因または被保険者の非行 (*faute*) による偶然の損失・損害は、保険証券の中に、明白かつ限定された排除・除外 *exclusion* が存在する場合は別として、保険者が責任を負う。

(2) ただし、保険者は、被保険者の *faute intentionnelle ou dolosive* (他者に損害を与えることを知りながら行われる非行) に起因する損失・損害に責任を負わない。

²⁶ なお、被保険者の善意が推定されるので、被保険者が意図をもって、彼が補償を求める損害を現実化したことを証明する責任は保険者にある。Y. Lanbert-Faivre et L. Leveneur, *Droit des assurances*, 13^{éd}, 2011, n° 391.

²⁷ Lanbert-Faivre et Leveneur, *op. cit.*, n° 385, n° 386, n° 388, et n° 390.

²⁸ J. Bonnard, *Droit des assurances*, 5^{éd}, 2016, n° 245, et 246.

²⁹ なお、Lanbert-Faivre et Leveneur, *op. cit.*, n° 383, et 386 は、L. 113-1 条の *faute intentionnelle ou dolosive* という法文言のうち、*ou dolosive* という後半の形容詞は、*intentionnelle* に対して何かを付け加えるものではなく、(ここで問題の損害の現実化を狙う意図は、*doI*、すなわち、害する意図と理解されているものとも異なるがゆえに) 疑念、曖昧さだけを提示する無駄な形容詞であって、無視すればよい (立法論として削除すべき)、というのが学説、判例の理解であるとしている。

³⁰ Lanbert-Faivre et Leveneur, *op. cit.*, n° 383, n° 399 et n° 404, Bonnard, *op. cit.*, 5^{éd}, n° 723, J. Bigot, P. Baillot, J. Kullmann, L. Mayaux, *Traité de droit des assurances*, Les assurances de personnes, Tome 4, 2007, [par Jean Bigot].

³¹ Lanbert-Faivre et Leveneur, *op. cit.*, n° 404, Bonnard, *op. cit.*, 5^{éd}, n° 723 et s., M. Chagny et L. Perdrix, *Droit des Assurances*, 3^{éd}, 2014, n° 1100 は、近年、さかんには有責の方向になる法の変化を意識してか、自殺免責の根拠として、道徳的側面を持ち出すことを意識的に回避しようとしているか、道徳的側面にまったくふれていない。

³² Lanbert-Faivre et Leveneur, *op. cit.*, n° 383。保険は、偶然の出来事できごとを補償する技術であり、意図的な出来事の補償を保険の作用の中に導入することは根本的に前提をゆがめるという。

に固有の偶然性を絶滅させるものである³³、と説明されている³⁴。もっとも、道徳的側面から説明する見解がないわけではない³⁵。いずれにしても、L. 113-1 条も、L. 132-7 条も、公序に関する強行規定である（保険法典 L. 111-2）。このため、faute intentionnelle な行為に保険保護を与えることは公序に反する、という考え方のもと³⁶、自殺を決意した者に、あらかじめ生命保険を、適法に、その近親者のために締結しておくことを認めることは、やはり公序に反する、ということがいわれる³⁷。

(2) フランス保険法典 L. 132-7 条 1 項の規律（保険者の免責を定めた規律）

フランス保険法典 L. 132-7 条 1 項によれば、被保険者が契約から 1 年以内に、意図的に (volontairement) 自らの命を絶った場合（すなわち、自殺した場合）、当該死亡保険は、無効になる、とされる。もっとも、同項は、例えば、自殺 (suicide) という文言をもって、自殺を正面から定義した上、その効果（無効）を規定しているわけではなく、「意図的に死した」場合は、無効になる、という表現をとるので、「意図的 (volonté) な死 (意図された死)」が、すなわち、「自殺」にあたる（自殺とは何かと問われれば、それは、意図的な死をいう）、と解することになる。

まず、法文上、ここに無効 (nul effet) の概念が用いられているが、フランス保険法典 L. 132-7 条 1 項の法的効果は、正確には、「無効」ではなく、わが国やドイツ法と同様、「保険給付の排除 (exclusion)」(すなわち、免責) の意味である (付随的效果として、L. 132-18 条³⁸に従い、保険者の義務を責任準備金の支払 (返還) 義務にまで削減する)。

³³ Chagny et Perdrix, op. cit., n° 1100. そのほか、Lanbert-Faivre et Leveneur, op. cit., n° 383, Bonnard, op. cit., 5éd, n° 723.

³⁴ なお、偶然性の欠如から自殺免責の結果を説明する立場からは、2 年目以後、そのような自殺が、にもかかわらず補償される結果となることの説明として、立法者は、契約から 1 年を超えれば、偶然性の欠如はないものと“みなした”、という類の説明をするものもみられる。Bonnard, op. cit., 5éd, n° 723.

³⁵ J. Bigot, P. Baillot, J. Kullmann, L. Mayaux, Traité de droit des assurances, Les assurances de personnes, Tome4, 2007, n° 117-9 et 117-10 [par Jean Bigot] は、古典 (Picard et Besson) を引用しながら、自殺免責の根拠には、偶然性の欠如と道徳との二つの理由 (側面) により正当化されてきたとしながら、とりわけ、偶然性欠如の場合といえるかが疑わしい、すなわち、要旨、自殺は、仮に、自殺志願者がその行為を長い間準備していたものであっても、実行は、結局、その最後のときまで不確実なものであるし、また、実行しようとしても偶然そこに武器・薬といった適切な自殺道具が存在しなかつたため、あるいは、生命の反射があったため、実行されず、中断されるという偶然に出会う可能性がなおあるがゆえに、偶然に好意的な存在であり、偶然性を追い出すものではなく、保険可能であるとし、結局、それが免責となるのは、道徳的観点のほうが理由として優先するという。確かに、射倖契約の特性たる偶然性 (aléa) の意味を、契約“締結時 (当初)”における給付義務の発生不発生が不確定な状態があること、という意味でとらえるなら (西原慎治『射倖契約の法理』52 頁 (2011 年新青出版) 参照)、後日の結果としての自殺を偶然性欠如というのは、無理な面がある。

もっとも、笹本幸祐「人保における自殺免責条項と証明責任 (4・完)」生保 131 号 159 頁 (2000 年) は、Bonnard, Droit des assurances, 1éd, 1999 を引用し、遺族保障を強化するため自殺免責期間を 1 年に短縮するといったフランスの近年の法改正は、道徳律や公序という考え方を後退、廃止させて行われたもので、いまや、そのような理由は自殺免責の趣旨としてはない (偶然性欠如のみが理由である) と評価する見方があることを指摘している。

³⁶ Lanbert-Faivre et Leveneur, op. cit., n° 388, Bonnard, op. cit., 5éd, n° 244.

³⁷ Lanbert-Faivre et Leveneur, op. cit., n° 404.

³⁸ L. 132-18 条 Dans le cas de réticence ou fausse déclaration mentionné à l'article L. 113-8, dans

なお、上記の内容による L. 132-7 条 1 項の規律は、公益に関する規定としての側面から考察するとき、1 年以内の自殺の保障禁止（保険保護の禁止）を定めたもの、と解されることになる³⁹。ちなみに、当初、フランスにおいては、長らく、契約から 2 年以内に発生する自殺（意識的で意図的な死）の保障禁止が定められてきた（1930 年 7 月 13 日の法律、及び、1981 年 1 月 7 日の法律）が、1998 年 7 月 2 日の法律が、その期間を現在のように 1 年に短縮した⁴⁰。

さて、このように L. 132-7 条 1 項に規定される免責は、被保険者の死が意図的（volontairement）である、という要件が満たされるときのみ、発動される⁴¹。

死の意図的な性質という要件について付言すれば、それは、単純に、「死が意図されたものであったこと」、という意味であり⁴²、意識的・自覚的（consciemment）という法文言を削除した 2001 年 12 月 3 日の法律による法改正⁴³以降（＝現在）は、それ（意図された死）

le cas où l'assuré s'est donné volontairement la mort au cours du délai mentionné à l'article L. 132-7 ou lorsque le contrat exclut la garantie du décès en raison de la cause de celui-ci, l'assureur verse au contractant ou, en cas de décès de l'assuré, au bénéficiaire, une somme égale à la valeur de rachat ou de transfert, lorsqu'elle existe, ou à défaut de la provision mathématique déterminée sur la base des paramètres prévus dans les conditions tarifaires du contrat.

L. 113-8 条に記載される故意の言い落とし、または、誤った告知の場合において、また、被保険者が、L. 132-7 条に記載される期間の途中〔＝1 年以内：筆者注〕に、意思をもって死亡した場合、すなわち、その理由で死亡保障が排除された場合において、保険者は、保険契約者、または、被保険者死亡の場合には保険金受取人に対し、その金額が存在するときには買戻または譲渡価値と同等の金額を、それがなくときには、当該契約の利率表条件の中に用意されたパラメーター（助変数・係数）の割合で数学的に決定された備蓄額の価値と同等の金額を、支払わなければならない。

³⁹ Lanbert-Faivre et Leveneur, op. cit., n° 400., J. Bonnard, Droit des assurances, 4éd, 2012, n° 820. それゆえ、義務的（obligatoirement）な排除と表現されている。Bigot, op. cit., n° 117-8 参照。同旨、笹本幸祐「人保険における自殺免責条項と証明責任（3）」生保 197 号 95 頁（1999 年）。

⁴⁰ Chagny et Perdrix, op. cit., n° 1101. 笹本・前掲（4・完）158 頁は、隣国、ベルギー法スペイン法にならない、遺族保障を強化した結果の法改正であったとする。

⁴¹ Lanbert-Faivre et Leveneur, op. cit., n° 403 et n° 400.

⁴² Lanbert-Faivre et Leveneur, op. cit., n° 403. は、自殺とは、意図して（volontairement）、彼自身の死を引き起こす行為であり、L. 113-1 条に合致する意図（intentionnel）に基づく行為であるとする。また、そのような、自殺の意図（la volonté suicidaire）は、通常、死亡証明書によって証明されるが、保険者は、死亡証明書がそれを隠蔽するときでも、被保険者が金銭的な困難にあった事情や感情的な困難にあった事情からする推認など、あらゆる手段を用いて、死の意図性、すなわち、自殺性を、証明しうる、という。Lanbert-Faivre et Leveneur, op. cit., n° 403.

⁴³ 現行 L. 132-7 条 1 項の規定は、L'assurance en cas de décès est de nul effet si l'assuré se donne volontairement la mort au cours de la première année du contrat となっているが、2001 年改正前の旧法規定では、L'assurance en cas de décès est de nul effet si l'assuré se donne volontairement et consciemment la mort au cours de la première année du contrat となっていた。すなわち、旧規定では、自殺に関する conscient（意識的・自覚的）な性質という要件を、同時に（volontaire 要件とともに）規定しており、もって、自殺の意思（la volonté suicidaire）に関する自由意思（libre-arbitre）性を強調していたところ、その consciemment（意識的・自覚的）という法文言が削除された。この改正がもたらす意義・影響については、なお論争が絶えない（Bigot, op. cit., n° 117-4, 117-6, 117-7 参照）。しかし、少なくとも、立法者の説明によれば、これまで、意図的かつ意識的という要件があったので、保険者は、被保険者が意思をもって死を引き起こした事実（＝死の結果を認識して行動した事実）とともに、それが、自由意思において（consciemment＝意識的・識別的に）引き起こされた事実まで立証しなければ（＝仮に、精神障害中の自殺が疑わしい案件では、精神障害の影響なく自由意思で自殺したことまで証明しなければ）、免責を得ることはできなかったというのが、L. 132-7 条 1 項の解釈であったところ（山野・前掲 245 参照）、そのような自殺の精神状態（condition psychiques）の証明、および、自殺の自由な意思（libre volonté）の証明は、それ（その証明）が心情を探ることを目指すものであるがため、立証が困難であった

が、なおかつ意識的・自覚的 (consciemment/conscient) な性質を有していたか、あるいは、反対に、意図された死であったものの、無意識 (inconsciemment/inconscient) な性質を有していたか、といった事柄⁴⁴とは (少なくとも法律要件上は) 無関係に、その該当性が判断される⁴⁵。改正された現行法のもとでは、意図的な死 (=これがいわゆる自殺とされる) である以上、意識的な自殺 (すなわち、意識的 (conscient) に、意図 (volonté) された死) であろうと (従来のように⁴⁶、非意図と同義ではなく、自由意思 (libre-arbitre) の欠如というより広い意味に捉えられて理解されるところの⁴⁷) 無意識的な自殺 (すなわち、無意識的 (inconscient) に、意図 (volonté) された死) であろうと免責になる、と解する余地が生まれたのであり⁴⁸、いずれにしても、保険者としては、法律要件上は、単に被保険者が意図 (volonté) をもって死を引き起こした事実 (事故死等とは違い、欲して死に至ったという、いわば、自殺の外形的事実) さえ立証できれば、免責の結果を得ることがで

だけでなく、その証明は、とりわけ、つらい出来事によって精神的なショックを受けた家族に面して、不快な探索を、仮定し憶測する (という性質の) ものもあったがゆえに、2001年12月3日の法律は、この要求 (自殺に conscient (意識的・識別的) な性質が必要になるという要件) を、削除したと説明している (Lanbert-Faivre et Leveneur, op. cit., n° 404, Bigot, op. cit., n° 117-4.)。

⁴⁴ Bonnard, op. cit., 4éd, n° 820 は、意識的自殺とは、彼の行為を理解し、かつ、冷静にその結果を容認する者によって犯される自殺をいい (Cass, 1re civ., 14mars2000 参照)、反対に、被保険者の熟慮の能力 (la capacité de réflexion) が一しばしば、精神病理学または精神的な理由により (Cass, 1re civ., 23mars1977 参照) 一麻痺させられるとき、その自殺は、無意識の自殺である、という。Chagny et Perdrix, op. cit., n° 1102 も、意識的な自殺は、被保険者が、彼の行為の効果 (影響力 la portée) をよく理解していた、ということが憶測されるのに対して、被保険者が、彼の熟慮の能力 (capacités de réflexion) をもはや利用できないとき、とりわけ、彼の精神能力の病的変化の理由で、彼の熟慮の能力 (capacités de réflexion) をもはや利用できないとき、非意識的な自殺が取り上げられるとする。

なお、山野・前掲 244 頁も、(フランスの議論において) 意識的自殺の定義については、諸説あるが、一般的には、被保険者の自由裁量が存在し、それが、故意の要素の裏付ける自覚的な自殺の意思を支配していた場合に意識的自殺が認められ、反対に、精神的衝動が被保険者の意思を支配し、かつ、自由な意思を歪める精神的衝動に被保険者が負けた場合に無意識的自殺が認められると解されており、死を招致する意思はあるが、原因一病気、酩酊状態、熱情、悲観一を問わず、病的な状態が自分の行動の影響・結果を明確に判断することを妨げる場合がこれ (無意識的自殺) に該当する、としている。

⁴⁵ Faivre et Leveneur, op. cit., n° 403, Chagny et Perdrix, op. cit., n° 1102. なお、Bigot, op. cit., n° 117-7 も参照。

⁴⁶ 山野・前掲 244 頁参照。

⁴⁷ Bigot, op. cit., n° 117-4 参照。

⁴⁸ 山野・前掲 257 頁参照。断言は避けるものの、Chagny et Perdrix, op. cit., n° 1102, Bigot, op. cit., n° 117-7 も、その理解に親和的である。Bonnard, op. cit., 4éd, n° 820 は、反対に、新法のもとでも、無意識的自殺は、(約款上の排除がない限り = デフォルトとして) 保障される、との見解を示していたものの、改定版 (Bonnard, op. cit., 5éd) では、該当する記述部分 (n°) が全面的に削除されている (n° 723~725 参照)。

もともと、仮に、意図的 (volontaire) 自殺とは、同義において、意識的 (conscient) 自殺のことであり、結果、反対に、無意識的 (inconscient) 自殺とは、非意図的 (involontaire) 自殺の意味である、という立場に立つならば (Bigot, op. cit., n° 117-4 における議論を参照)、意識的という要件が削除された現行法は旧法と何も変わらないと評価することになり (Bigot, op. cit., n° 117-4. 無用な重複が解消されただけ。但し、それは、立法者の説明とは矛盾する理解である)、現行法においてもなお、免責のためには、意図的ないし (書かれざるも) 意識的な自殺であることを証明する必要がある、と解することになり (例えば、そのように解するものとして、B. Beignier et S. Ben Hadj Yahia, Droit des assurances, 2ed, 2015, n° 280 et 281)、その論理的帰結として、非意図と同義の関係になる範囲の無意識的自殺に限っては、やはり免責にできない、と解することになろう (Bigot, op. cit., n° 117-4 参照)。いずれにしても、conscient の要件を削除した現行法の評価は、いまだ必ずしも定まっていないような印象を受ける。

きる⁴⁹。換言すれば、被保険者が、「死の結果を欲して行動していた」という単純な事実さえ確認されれば、免責になる（自由に欲したか、不自由に欲したかは問わない）。

(3) フランス保険法典 L. 132-7 条 2 項ないし 4 項の規律（自殺の保障を定めた諸規律）

① 2 年目以降の自殺の義務的な保障について（L. 132-7 条 2 項：2001 年 12 月 3 日の法律により新設された規律）

L. 132-7 条 2 項は、強行法規として（L. 111-2 条）、契約から（なお、保険金額増額の場合、増額分については増額時から）1 年が経過した後には被保険者が自殺した場合は、保険者は、必ずその自殺リスクを保障しなければならない旨を規定し、2 年目以降の自殺の保障を義務化（命令）している。強行法規であるがゆえに、フランスでは、現在、もはや、自殺免責は、契約から 1 年を超えて、設定することはできない⁵⁰。

なお、従来、自殺の義務的保障（保障の命令）を定めた規律はなかったところ、2001 年 12 月 3 日の法律において本項の規律が新設された⁵¹。

② 銀行または金融機関によって申し込まれた生命身体リスク等を補償する団体保険<一般的な団体信用生命保険>における、1 年以内の自殺保障禁止の解除について（L. 132-7 条 3 項：1998 年 7 月 2 日の法律により新設された規律）

1998 年 7 月 2 日の法律により新設された、L. 132-7 条 3 項は、契約から 1 年以内の自殺（意図的な死）は免責となることを定め、また、1 年以内の意図的な死の保障を禁止している L. 132-7 条 1 項の規定は、銀行または金融機関によって申し込まれた、生命身体リスク等を補償する団体保険には適用されない、と規定する。（L. 132-7 条 3 項）。銀行・金融機関から申し込まれた、一般的な団体信用生命保険（なお、住宅取得にかかる借入という、特殊な形態のものは、次項（4 項）が規律するところとなる）に対し、1 年以内の自殺（意図的な死）の保障の禁止を解き、この分野に限り、そこも契約自由の問題とし、結果、約款で、1 年以内の自殺を（1 項とは反対に）“保障する”約定に道を開いたものと解されている⁵²。もっとも、個別の団体信用生命契約において、やはり、（1 項と同じく）1 年以内の自

⁴⁹ Lanbert-Faivre et Leveneur, op. cit., n° 401, Bigot, op. cit., n° 117-3 参照。なお, Bigot, op. cit., n° 117-6 (note 54) は、もし、保険者が、意識的自殺または無意識的自殺のすべての自殺を一定期間排除する契約上の排除を利用する場合（それが 1 年以内であれば完全に有効性が認められる）でも、保険者の側が排除の期間内に自殺があった事実の立証責任を負うという事情は同様であるとし、そのとき保険者は、免責を発動するために、単に、自殺が意図されたもの (volontaire) であることのみ立証すればよい、とする。なお、法律上の排除の期間内における無意識的自殺 (まで) を約款で排除することが有効になしうることを確立した判例については、山野・前掲 246 頁以下参照。

⁵⁰ Bigot, op. cit., n° 117-8. 2001 年改正より前の時代は、契約自由が支配していたため、2 年経過後 (1981 年改正法のもとで) または 1 年経過後 (1998 年改正法のもとで) の自殺も、なお、免責にすると契約で定めることは可能であったため、実際、稀であったものの、そのような約款条項は存在したという。

Lanbert-Faivre et Leveneur, op. cit., n° 400, 山野・245 頁。

⁵¹ Lanbert-Faivre et Leveneur, op. cit., n° 403.

⁵² Chagny et Perdrix, op. cit., n° 1101.

殺は免責とする約定をしてもかまわない⁵³。

③住宅取得資金の貸付の返済を保証する目的で、銀行または金融機関によって申し込まれた、生命身体リスク等を補償する団体保険<特定の団体信用生命保険>における、自殺の即時の義務的な保障について（L. 132-7 条 4 項：2001 年 12 月 3 日の法律により新設された規律）

L. 132-7 条 4 項は、1 年内の自殺の保障または排除・免責について契約自由を認めた先の 3 項の規律の延長線上にあり⁵⁴、銀行・金融機関が申込み団体保険（3 項参照）のうち、ある特定の団体保険、すなわち、被保険者の主要な住宅を取得するため融資された貸付の返済を保証・担保する目的で、銀行または金融機関によって申し込まれた、生命身体リスク等を補償する団体保険の自殺リスクの保障について定めた、特別の規律である。

4 項の規律は、3 項の規律（一般法）で認めた契約自由に介入し、強行規定として（L. 111-2 条）、当該団体保険の被保険者の自殺リスクは、契約締結から直ちに（＝すなわち、<一定範囲で>1 年内の自殺免責規定を置くことは許さずに）、義務的に、保障しなければならないとする（即時保障の強制）。

もっとも、無制限に保障しなければならないのではなく、デクレ（命令：Réglement）が定める、最低 12 万ユーロ⁵⁵については、義務的に保障しなければならないとされる。

これは、夫婦の一方が自殺によって死亡した場合に、他方の生存配偶者に生じうる（金銭的）困難を除去するため設けられた特別規定である⁵⁶。

3. わが国の法制との対比（小括）

先にみたドイツでは、自殺も保険可能である、という議論から出発していたが（自殺免責は、公益にかかわるものではないとの理解）、反対にフランスは、自殺は公序を理由に保障することが許容されない *faute intentionnelle* の一形態であり、それゆえ、“元来”、保険可能ではない、というところに出発点が置かれている。

しかし、そのように、自殺の保障に対して非常に厳格・否定的なスタンスに立つフランス法であるが、近年は、度重なる法改正によって、その出発点を修正しており、もはやドイツよりも（また、わが国よりも）はるかに自殺の保障に対して寛容・肯定的な立場に至ったことは興味深い。保険金受取人（保険契約者側）の保護が、非常に積極的に推し進められている。

そのポイントをまとめると、フランスの自殺免責法制にも、やはり、わが国と異なって、①自殺免責期間（1 年）が法律上の制度として存在し（L. 132-7 条 1 項。1981 年の法改正<

⁵³ Lanbert-Faivre et Leveneur, *op. cit.*, n° 403, Bonnard, *op. cit.*, 5^{éd}, n° 724. なお、この場合も、2 年目からの自殺の義務的保障を定めた強行規定（2 項）との関係で、1 年以内の自殺免責条項のみ約定が可能となる。

⁵⁴ Chagny et Perdrix, *op. cit.*, n° 1101.

⁵⁵ 1 ユーロ 130 円換算で、1560 万円となる。

⁵⁶ Lanbert-Faivre et Leveneur, *op. cit.*, n° 406.

全期間免責から 2 年の期間免責へを経て、さらに 1998 年の法改正による)、これは、ドイツの法制と比べても短期である上、ドイツとは異なり、②当該 1 年の免責期間は、契約をもって一切延長できないものとされ (=2 年目以後の自殺の保障が義務化。同 2 項 (2001 年の法改正による))、また、わが国にもドイツにも存在しない規律があり、③金融機関が申し込む団体 (信用) 保険の分野では、まず、一般的な規律 (一般法=同 3 項) として、1 年内自殺免責規定 (L. 132-7 条 1 項) の適用がないものとされ (1 項の 1 年内補償禁止が解かれるので、契約自由となり、約款において、1 年内の自殺を有責と合意することも、また、やはり免責と合意することも可能。1998 年の法改正による)、また、その延長にある特殊な規律 (特別法=同 4 項) として、住宅ローンにかかり金融機関が申し込む団体 (信用) 保険の場合に限っては、12 万ユーロの範囲内で、自殺免責は、一切主張できず、契約日から直ちに、保険者は自殺危険を保障しなければならない (契約自由はなく、1 年内の自殺も、その範囲では例外なく有責。2001 年の法改正による) とする規律が置かれ、さらに、④上記の規律 (L. 132-7 条) は、すべて強行法規とされ (L. 111-2 条)、自殺免責法制に関連する契約自由に、強く法が介入している、という諸々の特徴 (規律の充実) が認められる。

以上の意味において、フランスの法制は、わが国の法制より、また、ドイツの法制よりも、保険金受取人の側に有利な自殺免責規定を用意した法制である、ということができる。

また、いわゆる自殺が免責になることを定める規律のなかで、死についての意識性 (conscient) の要件を削除した 2001 年改正法の解釈にかかる議論は、なお流動的と思われるものの、精神障害中の自殺の論点に関して、これまでの法制のもとに続けられてきた議論からは、死を欲する行動 (これが、現在、自殺を意味するものとされている) には、さらに、意識的な行動と、無意識的ないし不自由な結果の行動という区別が可能である (換言すれば、無意識・不自由な行動も、“自殺 (意図された死) ではある” と位置づけることができる) との考え方が示されてきたことは、興味深い。

確かに、意図された死が、なおかつ、意識的であったことの証明は困難であって、その証明困難を回避する、という立法理由により、免責とされる行為 (自殺) の内容を把握する文脈から、conscient という概念が意図的に消されたことで、無意識の自殺 (例えば、精神障害中の自殺) が有責になる、という類の法理は、法文の根拠を、ますます失う状況にある。その法理は、一見、2001 年改正によって、後退したかに見える。しかし、注目されるべきは、フランスにおいては、長らく判例上も、いわゆる無意識の自殺であろうとそれをも約款で免責にすることは可能であるとされ、実際、そのような約款 (意識的自殺、無意識的自殺にかかわらず、契約から 2 年以内のすべての自殺は免責になる、との約定を置くことが多かった) が用いられてきたところ⁵⁷、問題の 2001 年改正は、他方で、132-7 条 2 項を新設して、1 年経過後から強制的に自殺を保障すべきと命じたのであり、その関係で、かえって、無意識的自殺の保障に関して (正確には、これは自殺保障の全般について言えることであるが)、保険金受取人の保護は前進した (かつて、2 年という期間を区切り、あ

⁵⁷ 山野・244～251 頁。

るいは全期間にわたって自由に排除できた無意識的自殺につき、それを約款上排除できるのは、1年以内に限定された)、と評価できる点である。

IV おわりに

本報告による検討を通じ、改めて、わが国の自殺免責法制の特徴（その簡素さ）が浮き彫りにされた。そのなかで、今後の立法論を考える上で、また、保険法 51 条の解釈論を深化・進展させる上で注目したいのは、以下、3 つの特徴（ドイツまたはフランス法制からの相違点）についてである。

(1) まず、わが国では、法律上の制度として（保険法 51 条）、自殺は、全面的に（全期間）免責とされる。わが国の法律は、任意法規であるとはいえ、自殺を保障する場面をもそも想定すらしていない⁵⁸。

しかし、本報告に検討したドイツ、フランスの法制は、法律上の制度として、自殺を、反対に、保障する場面も用意し、しかも、それを、(片面的) 強行規定とすることで、一定範囲の自殺に対し、保険者にその保障を強制している。ドイツでは、約款外の個別合意がない限り、契約から 3 年が経過した自殺を保障しなければならず、いわゆる精神障害中の自殺は、契約からの年数にかかわらず常に保障しなければならない。約款で、これと異なる合意をすることはできない。また、フランスでは、契約から 1 年が経過した自殺を保障しなければならない。また、住宅ローンにかかる団体保険では、12 万ユーロまでは、契約からの年数にかかわらず、即時に自殺を保障しなければならない。約款でこれと異なる合意をすることはできない。

以上のように、わが国は、自殺の全面的免責を出発点としながら、その修正は、契約自由（実務）に全面的にゆだねるという手法をとるが、ドイツ、フランスといった沿革的にわが国の保険法と親和性の高い大陸法系の法制⁵⁹は、期間免責の考え方を出発点とし、なおかつ、この部分の契約自由に、法が積極的・強行的に介入するという手法をとっている。

⁵⁸ なお、わが国の保険法の制定に当たる議論でも、損害保険における故意の事故招致免責規定（旧商法 641 条、保険法 17 条）を前提に、被保険者の故意による事故招致が保険契約上の信義則に反するものであって、保険者を免責とすべき典型的な場合であることはすべての保険契約について共通である、ということ根拠に、自殺免責期間は置くべきでない（全期間免責を変えるべきでない）、という意見が唱えられたという。確かに、いずれも信義則違反行為であるが、しかし、損害保険において被保険者が故意に事故招致をした場合、保険利益の享受者は被保険者であり、これに保険金を支払うことは、公益上問題が大きい、被保険者の自殺の場合、保険利益の享受者は保険金受取人であり、そこには往々にして遺族補償の意味合いも込められてもいるから、これに保険金を支払うことは、比較的、問題が少ない、むしろ、それが要請されることもありうる、という違いがあることにも注意が必要であろう。

⁵⁹ そのほか、ベルギー法も、1992 年の法改正で全期間免責を廃止し、さらに、1994 年の法改正によって、契約後 1 年が経過した自殺の保障が義務化され、(片面的) 強行法規として、これと異なる合意をすることはできないとされている。なお、1 年以内の自殺はデフォルトとして免責であるが、特約により保障することは許容されている。山野・前掲 261 頁参照。

イタリアも、特約による保障の可能性を残しつつ、デフォルトとして、2 年以内の自殺を免責にしている。日本損害保険協会・生命保険協会『ドイツ、フランス、イタリア、スイス保険契約法集』Ⅲ-13 頁参照。

そのことによるメリットは、何よりも、一定範囲で自殺に対する保障を正面から肯定し、また、強行法規という手段を用いながら当該国家の中での保障の水準について統一性をもたせながら保険金受取人の保護を図り、また、その保護を奪えないものとするにより、生命保険における遺族補償の機能を高めることができる、というところにある。

もし、わが国において、今後、保険者が、自殺免責期間を現在の3年から例えば10年に伸長するといった、あるいは、もはや期間免責を廃止して全期間免責を導入するといった商品開発ないし約款変更を行おうと計画する場合⁶⁰、契約自由にゆだねられたわが国の法制ではそれも自由に行える、ということになるが、本当にそこに問題はないのであろうか。

また、私見の立場では、いわゆる精神障害中の自殺は、死を選択することに対する自己の利害得失関係を、被保険者自身において冷静・客観的に判断・分析できなかつた上での自殺として、信義則に反するとの評価ができない自殺であると解するが⁶¹、そのように、信義則違反を問えないと考えられる形態の自殺について、今後、保険者が、そのような自殺であるかどうかの論争にかけるとコストを削減する目的で、約款で、精神障害中の自殺も（3年といった特定の期間内、あるいは、全期間について）免責にするという約款変更を行おうと計画する場合⁶²、契約自由にゆだねられたわが国の法制ではやはりそれも自由に行える、ということになるが、本当にそこに問題はないのであろうか。

このように、わが国の現在の法制には、生命保険における遺族補償の機能を考慮してする保険金受取人の保護につき、また、免責規定に求められる公正運用確保の観点につき、一定の脆さがあることは否めない。それを危惧するとき、法が保険金受取人保護のために契約自由に積極的に介入するドイツ、フランスの法制は、魅力的に映る部分がある。

いずれにしても、今日、わが国においては、自殺免責の目的を達成するためには、全期間免責は必要ないし、遺族補償との関係で問題もある、というのが、少なくとも保険法学における共通の認識になっていると思われるが⁶³、それならば、まずは、全期間免責（自殺

⁶⁰ なお、生命表の中に自殺死も含まれている（＝自殺に支払っても料率上は問題が生じない）、現在の料率計算を前提にしての議論である。佐藤和夫＝薙野久法「生命保険実務を視野に入れた自殺免責条項に関する一考察」日本保険医学雑誌115巻1号53頁（2017年）、岡本悦司「自殺と生命保険 自殺不担保保険の導入による自殺予防への提言」ヘルスサイエンス・ヘルスケア vol110, No. 2(2010)49頁、55頁参照。岡本・前掲55頁が提唱するように、仮に、自殺を除外した生命表を作成し、自殺を全期間免責とする、という場合には、異なった議論をしていく必要がある。その試算によれば、自殺を全面的に免責にすれば、死者のうちその半数が自殺である20代の定期保険の保険料は、それを有責にする現行保険約款の場合より半額程度にさげられるとする。そのような商品には合理性もあり、法規制によってそれが制約されることになってはならないが、しかし、契約後に自殺するかどうかは契約時には本人にとっても不確実な生命のリスクの一つであり、出口のところでそのような商品を選択した者に完全な自己責任を押し付けることの当否（ゆえの法による規制）は、別途検討されるべきであろう。

⁶¹ 土岐孝宏「精神障害中の自殺有責法理の研究—ドイツ法からの示唆を得て—」中京法学51巻4号84頁、82頁（2017年）。

⁶² 佐藤・薙野・前掲53頁参照。ただし、仮にはずせたら、という仮定の議論が行われており、それを積極的に主張しているわけではない。なお、保険者は、そのトラブルを避けたいければ、保険加入時のメンタルリスク（精神疾患病歴）の告知義務を強化し、謝絶も含めて引受を厳格にし、また自殺が起きた際には、積極的に告知義務違反を主張をして法定免責を得る、といった対応をとっていくことも有益であろう。

⁶³ 竹濱修「人保険における自殺免責条項」立命館法学225・226号318～319頁（1992年）参照。もっとも、他方、異なった分野では、かつて、例えば、自殺対策についての政府目標（2016年までに自殺死亡率を2005

の全面的免責) という前近代的な法制をベース (法律) に維持しつづけることに、疑問の目を向けることから始めるべきであろう⁶⁴。

(2) 次に、わが国では、いわゆる精神障害中の自殺について、それが例外的に保険者有責になるとの法理が、古くから判例・学説上、争いなきものになっているにもかかわらず、その法理が、いまだに法律上の制度としては確立していない。しかし、本報告に検討したドイツ、そして、少なくとも 1930 年の法律から 2001 年改正前までのフランスの法制は、法律上の制度として、『精神活動の病氣的障害により自由な意思決定が排除された状態』での自殺 (ドイツ) または『無意識的 in conscience』の自殺<1981 年改正まで>ないし『意識的 (conscient)』ではない自殺<2001 年改正まで> (フランス) が、免責にならないとする制度を有している (いた: フランス)。

このような状況のなか、わが国では、そのように、法律制度上、何らその根拠を見出せないのに、精神障害 (うつ病によるそれが争われることが多い) の影響による「自由な意思決定 (能力)」によらない自殺は、免責にならない、とする理論が、判例・学説に、広く説かれ、また、承認されてきたところである⁶⁵。おそらく、「自由な意思決定 (能力)」という概念のルーツは、本稿で検討したドイツ保険契約法 161 条 1 項 2 文にあるものと推察される。

さて、不文の法理としてすでに永らく承認されている法理は、その形成、展開の内容に応じて、法律上の制度にまで格上げし、その明確性と法的安定性を高めることが重要であることに疑いはないが、わが国では、それが実現していない。さらに問題なのは、そのことにより、今、わが国の精神障害中の自殺をめぐる議論に、混乱が生じていることであろう。

わが国では、前述のとおり、法律上の裏付けもなく、精神障害により自由な意思決定が欠ける場合には免責にならない、との法理が展開されているが、とりわけ、そこに結論命題としていわれる、「自由な意思決定によらない自殺は、自殺ではない」ということの論理関係は、理解が容易でないばかりか、その結論も疑わしいところ (自由な意思決定ができたかどうかとは無関係に、端的に、死の結果を認識していたら、あるいは、死を欲してい

年=24.5/10万人より20%削減する)を達成するためには、これまでにない新しい対策が必要であるとの動機において、自殺予防の最も有効な方法は、自殺を除外した生命表に基づく自殺不担保保険を開発し、販売することである、と結論して、自殺不担保保険の導入を提唱する見解も存在していた (岡本・前掲・49頁、57頁)。但し、2007年政府目標は、そのような導入なくとも2016年に達成できたことは、その理論に修正を迫るであろう。

⁶⁴ なお、その際、例えば、自殺免責が短期になる場合などに、生命保険が自殺誘発をすることになってはならないという観点にも注意しなければならないが、フランスの経験 (とくに、フランスでは、1994年以降、2012年まで緩やかな減少を続けていると分析されており、とくに1998年、2001年の法改正を起点に、自殺が、急増することになったということはない。厚生労働省・自殺対策白書 (平成28年)76頁)が、そのことに対する懸念を、払拭してくれるのではないかと考える。

⁶⁵ 裁判例のとりわけその判断枠組みに関する検討は、原弘明「生命保険法における精神障害・疾患に関するわが国裁判例の体系的分析—自殺免責・告知義務違反を中心に—」生保論集190号79頁以下 (2015年)、白井正和「生命保険における被保険者の精神障害中の自殺」江頭憲治郎先生古稀記念『企業法の進路』675頁以下 (2017年)、松田敬「生命保険における被保険者の精神障害と自殺免責」日本保険医学会誌115巻1号8頁以下 (2017年)に詳しい。

たら<＝要するに、故意があれば>、そのことだけで自殺になるはずであろう⁶⁶⁾、いわば強引にその結論がとられている現状がある。

これは、わが国の現状における簡素な法制（精神障害中の自殺有責法理は明文には存在しない）と、そこの行間に読み込まれるドイツ法由来の、しかし、わが国では不文の法制（自由な意思決定の議論）とが、結びつくことで、現在のわが国の議論ができあがっていることに由来する混乱である。

すなわち、仮に、ドイツの法制のように、一方で自殺免責の原則を置きつつ、他方で精神障害中の自殺有責の例外則を定める明文規範があれば、精神障害中の自殺も、自殺（死の結果を認識した行為＝故意の行為）ではあるが「自由な意思決定を欠く、自殺（死の結果を認識した行為＝故意の行為）」であるため、有責になる、との整理ができるどころ⁶⁷⁾、わが国のような簡素・単純な法制において、もしそのような例外則を認めようとするれば、精神障害中の自殺は、およそ「自殺でない（列挙された免責の非該当）」と整理せ（位置づけ）ざるを得ないこととなる⁶⁸⁾（そうすると、他方で「自殺」とは「故意」の行為をいうとする関係上、“自殺ではない”と位置付けざるを得ない精神障害中の自殺行為は、結局、“故意が欠如する”ところの行為と位置づけざるを得ないことになる）。しかし、本報告に検討したドイツの議論からも明らかなように、故意が欠如するという（死の結果を認識していない、ということ）と、自由な意思決定が欠如するという（死の結果を認識していたかどうかとは無関係に＜仮に死の結果を認識していたとしても＞、冷静・自由な判断ができなかった、ということ）とは、同義の関係にならないところ⁶⁹⁾、わが国の議論は、その一方で、故意の欠如とは元来内容が異なる（ドイツ由来の）自由な意思決定の欠如という概念を持ち出し、例外則にかかる議論をはじめめるものの、しかし、最後、その落としどころとしては、わが国の法制に適合的に、それは自殺ではない（＝故意が欠如する）と整理する（あるいは単純な法制ゆえにそう整理せざるを得ない）といった具合に、内容に矛盾めいた議論を展開している⁷⁰⁾。

この点、もし、今後も、精神障害中の自殺有責法理を維持し、かつ、「自由な意思決定」概念をドイツ法を範として持ち込むのであれば（事実、相当広く持ち込まれているが）⁷¹⁾、

⁶⁶⁾ ドイツ保険契約法 161 条は、自殺を、故意に自身を死に至らしめたとき、と表現している。また、現行フランス保険法典 L. 132-7 条 1 項も、自殺を、意図した死、と表現している。

⁶⁷⁾ また、2001 年改正前のフランス法制のように、意図 (volonté) という概念のほかに、意識 (conscient) という概念も併用し、「意図され、かつ、意識された」死という要件で免責を考えると、無意識の死は、「意図された」死、すなわち、「自殺」ではあるものの、それでも、無意識・不自由な自殺 (意図された死) であるので、有責になる、と整理できる。

⁶⁸⁾ 実際、意識 (conscient) の要件を削除した 2001 年改正以後、フランスでは、そのように、従来の無意識の自殺をして、inconscient (無意識) と表現するのではなく、それにかえて、involontaire (非意図) という表現をもちい、その故意の欠如という概念のもと再整理する見解もみられる。Bonnard, op. cit., 4éd, n° 820.

⁶⁹⁾ 白井・前掲 680 頁、688 頁も、そのように整理する。精神障害により自殺が起こる際の心の動きを心理学的に分析した場合にも、そのようにいうことができる (佐藤・薮野・前掲 52 頁)。

⁷⁰⁾ 代表して、大分地判平成 17 年 9 月 8 日判時 1935 号 158 頁。

⁷¹⁾ なお、フランスでは、1 年という非常に短期の自殺免責しか認めず、1 年経過後の自殺を義務的に保障せるといふ強力な保険金受取人保護策を採用したこととのバーターで、無意識自殺の有責という考え方は

さしあたりの解釈論としては、法文からは離れるが、もはや、その例外対象行為（精神障害中の自殺行為）を無理に「自殺でない（⇒故意が欠如する行為である）」と整理せず、自殺であるが、行為者の責めに帰すべき事情のない自殺、すなわち、自由な意思決定を欠く自殺であると整理して、その有責法理⁷²を展開していくべきであろう（したがって、いわゆる保険者有責となる精神障害中の自殺は、ときに、死の結果に対する認識があっても成立する、ということになる）⁷³。そのことで、現状の議論の混乱・矛盾は、うまく解消されるであろう。

もっとも、さしあたっての法解釈として、そのように考えていくとしても、法理の明確性ないし予測可能性、法的安定性といった観点からは、当該解釈による運用は当座の対応とするものとして、将来的には（＝立法論としては）、ドイツ法を模範に、その解釈法理を確認的に、法律の制度上に示すことが望ましいと考える。

(3) 最後に、わが国でも、そして、ドイツでも、自殺免責の規律は、生命（死亡）保険の種類、内容にかかわらず、いかなる生命（死亡）保険にも一律に適用される規律と構成されている。しかし、本報告に検討したフランス法に関していえば、団体信用生命保険と、それ以外を区別するきめ細かい法制度を有している。

後退させるという方針転換を図ったようにも思われる。

⁷² これまでの生命表に自殺による死者のデータも含まれている関係上、自殺に保険金を支払うための原資は徴収されている。精神障害中の自殺（正確にはすべての自殺）に保険給付をすることに料率計算上は問題がない。だからこそ、信義則の観点において、行為者に責めに帰すべき事情がない場合、とりわけ、保険給付は肯定されるべきなのである。

ここに自由な意思決定とは、「死を選択することに対する自己の利害得失関係（利害得失の比較検討）を、被保険者自身において、客観的・冷静に分析する（できる）」という意味である（土岐・前掲 84 頁）。そして、この意味での自由な意思決定がない場合に有責になる、との法理は、死の結果を認識していなかったがゆえに（＝故意欠如ゆえに）認められる例外法理ではなく、自由な意思形成を期待できなかったがゆえに認められる例外法理と位置づけられる（土岐・前掲 81 頁）。

例えば、統合失調症の患者が自殺する場合、医学・心理学的には、「ここから飛び降りろ」などの幻覚・妄想（命令的幻聴）により自殺する場合もあるが、他方で、清明な意識、希死念慮、死の見通しの備わっている自殺もまた多いといわれている（佐藤・薙野・前掲 48～49 頁）。前者では、自由な意思決定は否定されるであろうが、後者では、否定されない。

また、うつ病でも、医学・心理学的には、その初期や中期では、仮に、一瞬、自殺の念を起こしたとしても、なお、自殺以外にその困難を回避できる道筋も見えており（自殺しかない、とまでならない）、そのように心の視野が広がっている状態があるが（換言すれば、困難を回避するために、あえて自殺を選択しなくてもよい状態である）、それがより重症になると、極度の（心の）視野狭窄に陥り、（それまでは見えていた）自殺以外に困難を回避する道筋が心の視野から消失してしまう状態（換言すれば自殺以外の選択が視野から消えるが、しかし、なお自殺しない、あるいは恐怖でできないという“自殺しない”選択肢も残るような状態）になり、次のステップとして、ならばと腹をくくり、準備もして（遺書をしたためる、道具を準備するなどして）自殺する場合（少なくとも心の視野に自殺を描出している場合＝冷静に自殺を選択している場合）と、突発的に、「自殺へ翔ぶが如く」一挙に飛躍する場合があるとという（佐藤・薙野・前掲 52 頁参照）。

初期、中期のように自殺以外の道筋が見えているときは当然、自殺以外の道筋が心の視野から消えたとしても“しない”自由が残っている以上（＝困難は、必ず克服打破しなければならないものではなくそれを甘受することもできる性質のものである）、重症化の末、（腹をくくって）自殺を選んだ場合（心の視野に自殺を描出している場合）にも、自由な意思決定は肯定されよう。しかし、自殺しかみえない、心の極度な視野狭窄に陥り、突発にすぎる自殺は、その態様からして、決定にかかるコントロール不能を強く推認させるものであり、冷静な分析（自由な意思決定があった）という評価にはならないことが多いであろう。

⁷³ 土岐・前掲 81 頁以下。

自殺免責は、保険契約の内容を問わず一律のものである必要はない、という新しい視座を提供するものとして、新鮮である。

団体信用生命保険は、確かに、一般の生命保険に比べれば、生命保険の不当な利用（自殺を決意したものが生命保険に加入し、自殺を敢行して保険金を得るという利用）のおそれが低い（ゼロではないが）という特性があるようにも思われる。少なくとも、それは、被保険者が主導的に加入する契約ではない（金融機関等の債権者から求められて加入するものである）し、保険金額も、被保険者の資産状況や信用能力に応じて判断される融資額に連動、依存する関係になるので、自殺を決意した者が主導し、かつ、その言い値で自らの命を投機の対象にする、ということは起こりにくいと思われる。そのように考えると、自殺免責条項を、それ以外の一般的な生命保険と同様（厳格）に適用する必要は、ひょっとするとないのかもしれない⁷⁴⁷⁵。

フランス法における自殺の即時の義務的補償は、12万ユーロを与えれば足りるという内容であり、その仕組み（工夫）上、ローン残高の全額が免除されるわけではなく（債務充当が生じない範囲において、なお、負担が遺族に残りうる）、命を投機の対象とするにはあまりに安い金額が保険給付されるにすぎない。この工夫は、生命保険の不当利用を防ぐ、有効な手段であろう⁷⁶。もっとも、不当利用が防止できても、信義則違反、その他、自殺免責を必要とする観点⁷⁷がすべて解決できるわけではないので、信義則違反行為ながらも、遺族補償の観点からどこまでその帰責を弱められるのか、また、弱めてよいのか、また、住宅ローンという、本来は夢と希望に満ちた行為（マイホームの取得）の中にあつた被保険者の（短期の）自殺リスクが排除されなければならない程度に異常かつ高度な危険となるの

⁷⁴ 実際、労災認定ではうつ病自殺と認定された、団体信用生命保険の被保険者が1年内の自殺免責期間内に自殺した事案である、東京地判平成27年11月16日判タ1425号304頁では、保険金が支払われることの確認を求めた原告の側から、団体信用生命保険におけるモラルリスクの低さを根拠とする、自殺免責条項不適用の主張がなされ（団体信用生命保険には、自殺免責約款を適用すべきでない、との主張）、これが争点とされた。

もっとも、自殺免責条項が明確に置かれている本契約の解釈として、不適用という解釈論は論外であつて（土岐・前掲・法学セミナー742号127頁参照）、もちろん、本判決は、そのような主張を採用していないが（なお、本判決は、フラット35も、なお、任意加入の枠組みにある制度であり、また、被保険者の死亡によって遺族が財産を取得する関係にある以上、モラルリスクは否定できず、不当利用の防止等の自殺免責の約款の趣旨はなお妥当する、と判断している）、しかし、立法論と割り切れれば、興味深い主張をしていたものである。

⁷⁵ なお、わが国では、貸金業法12条の7により、貸金業者が、借り手等の自殺により保険金が支払われる保険契約（いわゆる自殺を保険事故とする信用保険）を締結することを禁止されているが、同法カッコ書きにより、当該禁止は、住宅資金貸付契約（その他、規則で定める契約）については及ばない、とされているので、フランス法のような法制を採用することは、現在の貸金業法に矛盾するものではない。しかし、その貸金業法の改正経緯にかんがみて、そのような特別規範の適用範囲を、住宅ローンを超えて、信用保険一般、すなわち、消費者信用団体生命保険も含めた団体保険にまで広げるとは、問題であろう。岡本・前掲・54頁参照。

⁷⁶ 山野・前掲・263頁も、同様に評価している。

⁷⁷ 竹濱修・判批・商事法務1878号69頁（2009年）は、自殺免責の趣旨は、信義則、生命保険の不当利用のみならず、自招危険という異常かつ高度な主観的危険の性質上、危険の測定、保険料計算の見地からも、これが除外されていると考えることが妥当である、とする。

か⁷⁸を慎重に見極めながら、引き続きその導入の可否について議論を進展させていく必要があるだろう。

⁷⁸ 一般の生命保険の実務上の免責期間は、10年ほど前に3年に伸長されたのに、団体信用生命保険の自殺免責はいまだに1年である。これは、実際、この種の保険の自殺リスクが一般のものとは違う（低い）という事情と、無縁ではなかろう。